

沖縄労働局発表
 令和元年10月17日

担当	沖縄労働局労働基準部 部長 仁木 真司 賃金室長 嘉手納 尚 電話：098－868－3421
----	---

令和元年度沖縄県特定（産業別）最低賃金の改正決定について
 — 沖縄県新聞業最低賃金の改正決定について官報公示 —

令和元年度沖縄県地域最低賃金の改正については、令和元年10月3日から『時間額 790円』が適用されているところです。

現在、沖縄県特定（産業別）最低賃金は、「新聞業」、「自動車（新車）小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料・酒類製造業」の6業種がありますが、このうち、今年度改正の申出があり、改正の必要があるとされた新聞業最低賃金について、沖縄労働局長から改正についての諮問を受けた沖縄地方最低賃金審議会（会長：宮國 英男）において改正に係る審議が行われ、9月17日に改正額に係る答申を受けました。

この答申を受け、沖縄労働局長（福味恵）は、新聞業最低賃金の改正に係る意見聴取等の手続きを経て、10月3日に改正決定を行い、10月17日に沖縄県新聞業最低賃金の改正に係る官報公示が行われました。

よって、沖縄県新聞業最低賃金については、11月16日から改正額の効力が発生することとなります。

1 令和元年度沖縄県特定（産業別）最低賃金改正状況

適用業種	改正額（引上げ額）	官報公示日	発効日
新聞業	835円（+12円）	10月17日	11月16日

※ 今年度改正が行われなかった、「自動車（新車）小売業」、「各種商品小売業」、「糖類製造業」、「畜産食料品製造業」、「清涼飲料・酒類製造業」については、沖縄県地域別最低賃金（時間給790円）が適用されます。

2 次の労働者は、特定（産業別）最低賃金は適用されず、沖縄県最低賃金が適用されません。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

3 次の手当等は、最低賃金に算入されません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金
- (3) 1か月をこえる期間ごとに支払われる賃金
- (4) 時間外、休日労働割増賃金等

【参考】

- 1 沖縄労働局では、沖縄県最低賃金の改正について、県、市町村、関係機関及び労使団体等の協力を得て、広く県民に周知する取組を行っています。沖縄県地域別最低賃金の改正については、発効日前日の10月2日（水）に県民広場前で、改正周知のための街頭キャンペーンを実施したところ。今後は、10月25日（金）に奥武山公園で開催される沖縄の産業まつり会場、11月2日（土）に2019八重山の産業まつり会場、11月24日（日）第42回宮古の産業まつり会場にて、周知のための街頭キャンペーンを行う予定としています。
- 2 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援する事業として、様々な経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「沖縄働き方改革推進支援センター」（電話 0120-420-780、0120-420-781）を設けているほか、職場の業務効率化（改善）に要する費用の助成を行う「業務改善助成金」による支援を行っています。（沖縄労働局雇用環境・均等室 電話098-868-4403）